

(第84回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第84期 報 告 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)
連 結 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

 日本ケミファ株式会社

事業報告

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第84期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和を背景に企業収益や雇用情勢が改善に向かい、緩やかな回復基調にありましたが、米国の金融緩和通減や原油安を契機に中国をはじめとする新興国や産油国の景気が減速したことが国内経済・金融環境にも影響し、特に第4四半期以降、先行きは不透明な状況にあります。

医薬品業界においては、平成27年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2015」で、ジェネリック医薬品の新たな数量シェア目標として「2017年（平成29年）中に70%以上とするとともに、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」ことが閣議決定されました。これを受け、平成28年度の診療報酬改定では外来後発医薬品使用体制加算の新設や、一般名処方加算の見直しなどの使用促進策が盛り込まれましたが、その一方で、新規ジェネリック医薬品の薬価引き下げや、長期収載品（特許が切れた新薬）の薬価を特例的に引き下げる基準の見直しなど、薬価低減に向けた施策も含まれており、各製薬メーカーには、来るべきジェネリック医薬品数量シェア80%時代に向けた事業戦略の見直しや今後一層の経営の効率化が求められています。

このような環境下で、当社グループは「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーとして培ってきた「安心と安全」への取り組みをベースとして、ジェネリック医薬品の高品質維持と安定供給確保、並びに生産性及び効率性の向上への取り組みをより一層推し進めてまいりました。

【医薬品事業】

1) 医療用医薬品

①ジェネリック医薬品

医療用医薬品事業のうち、ジェネリック医薬品につきましては、当期においては抗血小板剤である「クロピドグレル錠」や中枢神経用薬の「セルトラリン錠」など8成分15品目を発売いたしました。

販売面では国のジェネリック医薬品使用促進策を背景に、これまでの薬局での使用増加に加え、大学病院をはじめとする基幹病院（DPC病院）での新規採用を中心とした需要の拡大が続いております。当社としては、DPC病院を中心とする重点得意先にMRの訪問先を絞り込み、各種セミナーや研究会の支援を通じて積極的に情報提供を行い、一施設での多品目採用などを図ったことで、自社販売の売上を伸ばすことができました。その一方、同業他社向けの販売である導出売上については、診療報酬改定のあった前期に受注が好調裡に推移した反動を受け、当期においては減収となっております。

また、抗がん剤ジェネリック医薬品については、大学病院をはじめとするがん診療連携拠点病院を中心に質の高い情報提供を行うことで採用の拡大に努めました。

②主力品

主力品のうちアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・配合錠」につきましては、高尿酸血症などにおける酸塩基平衡の改善の重要性に関する啓発活動を進めるうえで診療科別戦略を実施し、腎臓内科、泌尿器科、代謝系内科を中心とした専門医から得られたアルカリ化剤投与の重要性を示すデータを活用するなど、普及活動を継続しています。しかしながら、主力品全般にジェネリック医薬品や競合品への置き換えが進んでいることから、売上高は前期を下回る結果となっています。

③海外販売

海外での販売につきましては、前期の香港における糖尿病治療剤「ピオグリタゾン錠」に続いて、同じく香港において抗血小板剤「シロスタゾール錠」の販売承認を取得しました。その他、ASEANなどで5品目を申請中であり、さらに複数品目について申請の準備を進めています。

以上の結果、ジェネリック医薬品の売上高は前期比5.9%の増収となりましたが、ウラリットをはじめとする主力3品の売上高は14.1%の減収となり、医療用医薬品全体では3.7%の増収となりました。

なお、医療用医薬品の売上高比率を薬効別にみますと、循環器官用薬及び呼吸器官用薬31.5%、消化器官用薬19.4%、ウラリット等の代謝性医薬品16.1%、神経系及び感覚器官用薬10.8%、病原生物用薬7.0%、腫瘍用薬2.4%、その他の医薬品12.8%となっています。

④研究開発

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の支援を受け、当社と九州大学の共同研究で進めている神経障害性疼痛治療薬（P2X4受容体アンタゴニスト）においては、開発候補品目「NC-2600」を見出し、当期は順調に前臨床試験を終了し、開発品目へステージアップいたしました。さらに、当社と北里大学、筑波大学、国立精神・神経医療研究センターの4者による共同研究で開発を進めているオピオイドδ受容体アゴニストについても、平成27年10月にAMEDの産学連携医療イノベーション創出プログラム（ACT-M）に採択され、開発候補品目「NC-2800」を抗うつ・抗不安薬として開発を進めております。

また、当社グループの3つのミッションの1つである高尿酸血症の治療薬として開発を進めている尿酸降下薬「NC-2500」（キサンチンオキシドリダクターゼ阻害薬）については、フェーズⅠ試験の結果から製剤を改良した方がより治療上のメリットが得られると判断し、当期はその改良製剤でのフェーズⅠ試験の準備を進めてまいりました。さらに、NC-2500に続く新規の尿酸降下薬として開発候補品目「NC-2700」を見出しております。

⑤生産体制

グループ全体の生産能力増強及び製造コスト削減を目的とするベトナムでの製造工場建設につきましては、現地製薬会社との合弁により準備を進めてまいりましたが、平成27年10月に意思決定と事業展開のさらなる迅速化を図るため、出資持分の全部を譲り受け、日本薬品工業株式会社（以下「日本薬品工業」）の完全子会社として事業を展開していくこととし、社名を「Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.」（以下「NC-VN社」）と変更しました。予定通り平成28年3月に基礎工事に着手し、平成30年度には生産を開始する計画です。

2) 臨床検査薬

自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」及び測定機器の「DiaPack3000」の売上は花粉飛散量減少の影響で微減となったものの、ヘモグロビンA1c検査薬については昨年からの継続している新規施設設置効果が表れ増加傾向にあり、臨床検査薬全体の売上高は前期を上回る結果となりました。

以上により、医薬品事業全体の売上高は34,509百万円（前期比1.0%増）、営業利益は3,089百万円（前期比4.8%減）となりました。

【その他】

受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業では、前期に受注が堅調に推移したことなどから、売上高は1,092百万円（前期比15.0%増）となり、営業利益は55百万円（前期比33.6%増）となりました。

以上の結果、各セグメントを通算した業績は当期の連結売上高が35,602百万円（前期比1.4%増）、連結営業利益が3,145百万円（前期比4.3%減）、連結経常利益が2,945百万円（前期比8.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が1,961百万円（前期比3.3%増）となりました。

2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前 期 第 83 期	当 期 第 84 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	34,168百万円	34,509百万円	340百万円	1.0%
そ の 他	949百万円	1,092百万円	142百万円	15.0%
合 計	35,118百万円	35,602百万円	483百万円	1.4%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

3. 医薬品事業の売上高

(当社グループ)

区 分	金 額	構 成 比 率
循環器官用及び呼吸器官用薬	9,982百万円	31.5%
消化器官用薬	6,138百万円	19.4%
代謝性医薬品	5,107百万円	16.1%
神経系及び感覚器官用薬	3,435百万円	10.8%
病原生物用薬	2,228百万円	7.0%
腫瘍用薬	772百万円	2.4%
その他の医薬品	4,035百万円	12.8%
医療用医薬品計	31,697百万円	100.0%
その他の売上高	2,812百万円	—
医薬品事業合計	34,509百万円	—

4. 財産及び損益の状況の推移

(当社グループ)

区 分	平成24年度 第 81 期	平成25年度 第 82 期	平成26年度 第 83 期	平成27年度 第 84 期 (当連結会計年度)
売 上 高	31,944百万円	31,893百万円	35,118百万円	35,602百万円
経 常 利 益	3,714百万円	3,206百万円	3,217百万円	2,945百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,125百万円	1,887百万円	1,899百万円	1,961百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額	51.77円	46.20円	47.45円	49.91円
総 資 産	35,488百万円	40,106百万円	41,428百万円	43,644百万円
純 資 産	12,408百万円	13,501百万円	15,626百万円	16,041百万円
1株当たり純資産額	302.28円	336.97円	390.01円	409.97円

(当社)

区 分	平成24年度 第 81 期	平成25年度 第 82 期	平成26年度 第 83 期	平成27年度 第 84 期 (当事業年度)
売上高	27,986百万円	28,455百万円	29,391百万円	30,528百万円
経常利益	2,054百万円	1,725百万円	1,244百万円	1,436百万円
当期純利益	1,227百万円	1,004百万円	762百万円	1,049百万円
1株当たり当期純利益金額	29.64円	24.37円	18.88円	26.45円
総資産	31,188百万円	32,856百万円	33,751百万円	34,887百万円
純資産	10,189百万円	10,487百万円	11,286百万円	11,323百万円
1株当たり純資産額	245.94円	259.22円	278.97円	286.50円

5. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社の子会社である株式会社化合物安全性研究所は、平成28年3月に200百万円の無担保社債（銀行保証付私募債）を発行いたしました。

6. 設備投資の状況

該当事項はございません。

7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

8. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

11. 対処すべき課題

当社グループは「医薬品を中核としてトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことを企業理念とし、国内外において存在価値のある企業グループとして発展することを目指しております。この企業理念の下、当社はグループの経営課題としてかねてより以下の3つのミッションを掲げております。すなわち、

- i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する
- ii) ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す
- iii) 自社開発創薬により社会に貢献する

さらに、将来にわたる当社グループの成長持続のためには、国内のみならず海外での事業拡大が不可欠と考えており、平成27年度から

- iv) 海外の事業基盤確立

を「3つのミッションプラス1」として加え、これらの達成を経営戦略の中心に据え、日々事業に取り組んでいます。

なお、当社は、株主の皆様より託された資本から、いかに効率的に利益を上げたかを測る「株主資本利益率（ROE）」を重要な経営指標としております。

具体的な当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

【販売】

1) ジェネリック医薬品

国内においては、ジェネリック医薬品の使用促進策対象医療機関の拡大に伴い、これまで以上に効率的なMR活動を行うとともに、医薬品流通卸との協力体制を強め、競争環境が厳しくなるジェネリック医薬品市場においても確固たるポジションを築いていきます。オンコロジー領域においても、品揃えの充実を図るとともに、引き続きがん診療連携拠点病院を中心に質の高い情報提供を行ってまいります。

2) 主力品

ウラリットに関しましては、腎臓内科、泌尿器科、代謝系内科等の専門医から得られた酸性尿改善及び酸塩基平衡改善の重要性を示すデータを活用しながら、医師・薬剤師などの医療関係者はもとより、患者さんへの有用な情報の発信をこれまで以上に強化し、引き続き同薬によるアルカリ化療法の啓発、認知向上に努めてまいります。

3) 海外販売

海外においては、ASEAN、中国等で申請中の品目について早期に承認を得るとともに、申請準備段階にある品目についてもなるべく早く申請手続きに入り、品目数の拡大を図ってまいります。同時に、各地域における信頼できるパートナーの発掘にも尽力し、展開エリアを拡大していきます。また、当面は国内向け製造拠点として展開するNC-VN社ですが、将来的にはアジア地区の営業拠点としても機能できるようにしてまいります。

【研究開発】

新薬の研究開発については、探索研究に重点を置き、その成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めていきます。また、研究員の海外派遣を推進するなどして研究員のレベルとモチベーションのアップを図ってまいります。当期に前臨床試験を終了したNC-2600及び製剤の改良を行ったNC-2500は、平成28年度にフェーズ I 試験を開始し、新たに開発候補品目となったNC-2700及びNC-2800については、前臨床試験を推進してまいります。

ジェネリック医薬品の研究開発につきましては、開発の迅速化・効率化を図るべく、自社開発体制を強化するとともに、日本薬品工業並びに他社との共同開発にも積極的に取り組み、品揃えの強化を進めていきます。また、他社競争優位性のある品目の開発や原薬のコスト低減などにも取り組んでまいります。

【生産体制】

国内のジェネリック医薬品の需要増加に対応すべく、平成26年6月より本格的な稼働を始めた日本薬品工業つくば工場の3号棟において、順次製造ラインを増設してまいります。また、先ごろ製造工場建設に着工したNC-VN社については、平成28年度に工場を竣工し、平成30年度中には生産を開始する計画です。製造能力としては当面6億錠を予定しており、本年度から中核となる人材の採用・教育を開始してまいります。

当社はこのように安定供給能力の強化と製造原価の低減にむけ、既成概念や他社の戦略にとらわれず、これからもチャレンジを続けてまいります。

【品質保証】

製造品目数や生産能力の拡大に伴い、従来以上に原薬を含む品質管理の重要性が増しております。今後も日本薬品工業と連携のうえ、国内外の製剤及び原薬製造所への査察を強化し、自社製販品のみならず、導入品も含めた品質の確保に努めてまいります。

【ダイバーシティ】

平成28年4月より「女性活躍推進法」が施行され、社会全体で女性の活躍を応援する取り組みがスタートしました。当社においても、従来取り組んできたワークライフバランス推進に加えて、女性活躍推進の具体的目標を定め、女性のキャリア継続やキャリアアップのための環境整備や施策を実施してまいります。

また、女性の活躍のみならず、多様な能力と個性を持った社員がその力を発揮することが会社の成長に繋がるという認識のもと、ダイバーシティ推進を重要な経営課題の一つと位置づけ、性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや働き方などの多様性を含む人材が、その個性や能力を十分に発揮し、やりがいをもって継続して働くことができる環境を目指してまいります。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本薬品工業株式会社	160百万円	100.0%	医薬品の製造・販売
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安全性試験の受託等
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	7,500千米ドル	100.0%	医薬品の製造

(注) 1. Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. は、平成27年10月19日に当社の完全孫会社となりました。

なお、平成27年10月16日付にて、Nippon Chemiphar Vietnam Joint Venture Co., Ltd. から名称変更しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(3) 企業結合の経過

日本薬品工業株式会社が新たに設立したNippon Chemiphar Vietnam Joint Venture Co., Ltd. を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、同社は持分の追加取得による完全子会社化に伴い、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. に社名変更しております。

(4) 企業結合の成果

当連結会計年度末における連結子会社は、上記の重要な子会社を含む4社であります。なお、当連結会計年度の状況につきましては、「1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

13. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

14. 主要な営業所等（平成28年3月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所等

本 社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館7階
仙台支店	〒980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア18階
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル9階
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル2階
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20 ie丸の内ビルディング5階
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センタービル15階
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル3階
福岡支店	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-35 博多プライムイースト4階
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22-1
物流管理センター	〒344-0122	埼玉県春日部市下柳588 (丸天運送東日本物流センター内)

(2) 主要な子会社

日本薬品工業株式会社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
株式会社化合物安全性研究所	〒004-0839	北海道札幌市清田区真栄363-24
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.		ベトナム社会主義共和国ビンズオン省

15. 従業員数（平成28年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	652名（149名）
その他	62名（18名）
全社（共通人員）	42名（1名）
合計	756名（168名）

（注）1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先（当社）（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,426 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,443 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,367 百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,093 百万円
株式会社横浜銀行	943 百万円
株式会社みずほ銀行	889 百万円
三井住友信託銀行株式会社	654 百万円
株式会社東京都民銀行	631 百万円
株式会社北陸銀行	372 百万円
株式会社りそな銀行	300 百万円

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 154,000,000株
2. 発行済株式の総数 42,614,205株（自己株式3,120,195株を含む）
3. 当期末株主数 5,658名（前期比 161名減）
4. 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
ジャパソファルシム株式会社	7,112 千株	18.01 %
豊島薬品株式会社	2,421 千株	6.13 %
日本調剤株式会社	1,926 千株	4.87 %
今村均	1,510 千株	3.82 %
日本生命保険相互会社	1,440 千株	3.64 %
山口一城	1,011 千株	2.56 %
株式会社東京都民銀行	757 千株	1.91 %
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	751 千株	1.90 %
フクダ電子株式会社	735 千株	1.86 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	619 千株	1.56 %

(注) 1. 当社は、自己株式3,120千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第2回新株予約権 (平成23年8月2日発行)	第3回新株予約権 (平成26年8月5日発行)
発行決議の日	平成23年6月29日	平成26年6月27日
役員の保有状況	24個(2名)	48個(6名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	16個(1名)	48個(6名)
うち社外取締役	—	—
うち監査役	8個(1名) (注1)	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式24,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式48,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき332,000円	新株予約権1個につき519,000円
新株予約権の行使期間	平成26年8月3日から平成29年8月2日まで	平成29年8月6日から平成32年8月5日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)

(注1) 監査役に付与している新株予約権は取締役在任中に付与されたものであります。

(注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」)が当社の役員又は従業員の地位(以下「権利行使資格」)を喪失した場合(ただし、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しろ 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・ 海外事業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	こ やま つよし 小 山 剛	医薬営業本部・購買・物流センター・臨床検査薬 事業部担当
取 締 役 員 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	開発企画部担当兼創薬研究所長
取 締 役 員 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画 部長 株式会社化合物安全性研究所取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康	マーケティング部担当兼GE開発部長 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 員	はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	もり はる き 森 治 樹	
監 査 役	たか はし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士 テンプホールディングス株式会社社外監査役
上 席 執 行 役 員	ま き ゆき 幸 真 木 善 幸	営業管理センター担当兼人事部長
執 行 役 員	きん めい しん 吾 金 明 信 吾	医薬営業本部長兼オンコロジー推進室長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	信頼性保証総括部担当兼メディカルアフェアーズ 部長
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	管理部長

- (注) 1. 取締役貴志康夫氏は、平成27年6月26日開催の第83回定時株主総会終結時に任期満了により退任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第83回定時株主総会において、取締役畑田 康氏が新たに選任され、同日付で就任いたしました。
3. 取締役畠山正誠氏は、社外取締役であります。
4. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、社外監査役であります。
5. 取締役畠山正誠氏及び監査役高橋 剛氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役畠山正誠氏、監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
8. 平成28年4月1日付けをもって、上記の「担当及び重要な兼職の状況」は、次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
上 席 執 行 役 員	ま き ゆき 幸 真 木 善 幸	人事部担当兼営業管理センター部長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	信頼性保証総括部長兼メディカルアフェアーズ 部長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	8名	148百万円
監 査 役	3名	27百万円
合 計	11名	176百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(56百万円)は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰勞引当金繰入額22百万円(取締役20百万円、監査役2百万円)を含めております。
3. 取締役の報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 上記4.とは別枠で、ストック・オプションとして取締役に付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は、平成23年6月29日開催の第79回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
7. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第83回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰勞金を下記のとおり支給しております。
- | | | |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 1名 | 18百万円 |
|-------|----|-------|

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

地 位	氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取 締 役	畠 山 正 誠	マックス株式会社社外監査役
監 査 役	高 橋 剛	該当事項なし
監 査 役	進 藤 直 滋	テンプホールディングス株式会社社外監査役

(注) 社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	取締役会、監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
取締役	畠山正誠	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	主として弁護士としての専門的な見地も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	高橋 剛	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席 当事業年度開催の監査役会18回すべてに出席	主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	進藤直滋	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席 当事業年度開催の監査役会18回すべてに出席	主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役畠山正誠氏、社外監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	3名	14百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	37百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につきまして、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案にすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化に鑑み、適宜改正しております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- i) 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。

- ii) 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。
 - iii) 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局、及び社外監査役、顧問弁護士等の中から法令等遵守推進委員会が定める1人又は複数の者宛てのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- i) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
 - ii) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i) 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
 - ii) リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
 - iii) コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
 - iv) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
 - ii) 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
 - iii) 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。

- iv) 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要の都度、その報告を求めることができる。
 - ii) リスク管理委員会で、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という。）のリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
 - iii) 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
 - iv) 子会社に日本ケミファ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の使用人が利用できるように運営する。
 - v) 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものではない。
 - vi) 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - vii) 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という。）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ii) 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
 - iii) 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ii) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
 - iii) 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i) 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
 - ii) 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとのかかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
 - ii) 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守推進委員会を定期的に開催し、内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の利用状況の報告や法令等遵守行動基準に関連する事項の検討、社内規程整備状況の確認、教育啓発活動等を実施しており、これらの実施状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。同委員会には社長室内部監査課がオブザーバーとして参加しており、両組織の連携によりコンプライアンスの実効性が確保されています。

また、独立社外取締役1名及び独立社外監査役2名が連携し、主に取締役会における発言が積極的に行なわれる機会を設けることで、監督・監査機能を強化しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に基づき、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書、会計書類その他取締役の職務の執行に係る文書は、その種類ごとに定められた保存期間、適切に保存・管理されており、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき定期的に開催するリスク管理委員会では、各責任部署（子会社を含む）が抽出したリスクについて対応状況のモニタリングを行なうことでリスク低減に努めており、この活動状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。なお、コンプライアンスに関するリスクについては上述のとおり、同委員会の下部組織として設置されている法令等遵守推進委員会が、情報セキュリティに関するリスクについては、同様の位置付けの情報セキュリティ委員会が所管しており、この活動状況も同時に取締役会及び執行役員会議に報告されています。また、この2つの委員会にも社長室内部監査課はオブザーバーとして参加しており、リスク管理の実効性確保に寄与しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

7ページに記載の「3つのミッションプラス1」を経営方針とし、この経営方針を具体化する方策として、取締役会は平成27年度より期間3ヵ年

の中期経営計画を策定しています。各執行役員は同計画遂行に向けて1年ごとに担当部門の事業計画を作成し、執行役員会議でその進捗状況が適宜レビューされています。このレビューを総括することにより現中期経営計画は毎年ロールオーバーされる仕組みとなっています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づいて四半期ごとに関係会社代表者会議が開催され、当社グループ間取引も含めた子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換や協議が行われています。

当社監査役は、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通や情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査しています。

また、子会社は当社リスク管理委員会及びその下部委員会、当社の担当執行役員、社長室内部監査課による複合的な統制によってその業務の適正が確保される体制となっています。なお、子会社の使用人が「Nippon Chemiphar Hot Line」を利用できる旨周知徹底されています。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する監査役付という職制を設け、補助業務については会社ではなく監査役の指揮命令に服すること、監査役付の人事異動等については監査役の意見を尊重することにつき、監査役会規則に則った運用がなされています。

⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含みます。）に出席し、取締役、主要な部門長、子会社の取締役等から業務の執行状況を聴取するほか、それらの者は監査役に対し、適宜業務執行状況を報告しています。

常勤監査役及び社外監査役の1人（弁護士）は、当社内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の通報先に指定されており、企業活動全

般における不正や懸念事項について直接通報を受ける体制が構築されています。この場合、通報者が通報したことにより不利益を受けることがないことを内部通報規程が保障しています。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用については予算を計上しており、計上された予算執行は原則的に拒絶されません。緊急又は臨時に抛出した費用につきましては、法令に則って会社が前払い又は償還をしています。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意しています。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しています。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

全社統制及び業務プロセスにおける文書化については、社長室内部監査課が年間計画に基づいて整備・運用状況の評価を実施し、その状況は定期的に、取締役会及び監査役会で報告されています。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

反社会的勢力とはいかなる関係も持っていません。また、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と連絡を密にすることにより、関係情報収集に努めています。

6. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、③開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後65年をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、平成27年度より期間3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、当社が従前取り組んで参りました3つのミッション、①ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、②ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、③自社開発創薬による業容拡大への更なる取組みを継続・強化するとともに、これらの取組みの成果をベースに海外に展開することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、新薬メーカーとしていち早くジェネリック医薬品事業に参入した当社のアドバンテージを活かしつつ、市場におけるプレゼンスを維持するためには、「量」よりも「質」を追求し、開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化することが不可欠であると考えております。このような方針のもと、知財部門を含む開発体制の強化や、日本薬品工業株式会社つくば工場において全面免震構造を有する新製造棟建設を実施するとともに、現在ベトナムで製造工場の建設に着手しており、今後とも同事業の更なる高品質化、効率化を推進してまいります。また、営業面では、これまで同様にDPC病院を中心とした重点得意先に注力するとともに、本年4月の診療報酬制度改定により今後ジェネリック医薬品の普及が期待される出来高払いの病院や開業医への営業活動も強化してまいります。

次に、高尿酸血症領域での取組みに関しましては、尿アルカリ化剤による慢性腎臓病進展抑制等の臨床研究を支援し、これを販売実績の拡大に結び付けるべく取り組むとともに、現在フェーズIを実施している高尿酸血症治療薬候補「NC-2500」や新たな治療薬の研究開発にも着手してまいります。

最後に、創薬につきましては、神経障害性疼痛治療薬候補「NC-2600」や抗うつ剤・抗不安薬候補「NC-2800」等公的資金を獲得するような有望な研究テーマも複数出てまいりました。今後も、研究開発体制の強化・効率化を進めながら、自社創薬への投資を継続してまいります。

これらの成果を踏まえ、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、ASEAN、中国を中心とする海外の事業基盤の強化にも取り組んでまいります。

当社は、これらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

② コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを強化・充実し、また、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めるとともに公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。

その具体化の一端として、当社は、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前者を独立性の高い社外取締役を含む取締役（会）に、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度を導入するとともに、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役の独立性の判断にあたっては、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が定める独立性の基準を参考にしており、当社の社外取締役及び社外監査役はいずれも当社からの独立性を有しております。当社は、これら社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めております。具体的には、内部統制に関する基本方針や法令等の遵守のための行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年6月27日開催の第81回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、平成19年に導入した内容、及び平成22年に改定された内容を一部再改定して更新することを上呈し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「旧プラン」といいます。）。旧プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、旧プランの内容の詳細は当社ホームページ（http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2013/20130510_3.pdf）に掲載しております。

① 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。旧プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、もしくは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 旧プランの概要

i) 旧プランに係る手続の設定

旧プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は、買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が旧プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

旧プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、旧プラン所定の場合には株主の皆様への意思を確認するための株主総会を招集し（以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様への意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

旧プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i) ないし iv) の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 旧プランの有効期間、廃止

旧プランの有効期間は、第81回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、i) 当社の株主総会において第81回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii) 当社取締役会において旧プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、旧プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、旧プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションを中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではありません。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

旧プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、旧プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に旧プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

(ご参考)

旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっていることから、当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、旧プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新する(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)ことを決定しております。本プランの内容については、本定時株主総会の株主総会参考書類11頁から27頁(「第6号議案 買収防衛策更新の件」「2. 提案の内容(本プランの内容)」)をご参照ください。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 (平成27年 3月31日)	当 期 (平成28年 3月31日)	科 目	(ご参考) 前 期 (平成27年 3月31日)	当 期 (平成28年 3月31日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	24,844	27,378	流 動 負 債	13,939	15,655
現金及び預金	5,880	7,223	支払手形及び買掛金	6,011	2,087
受取手形及び売掛金	12,798	14,241	電子記録債務	—	5,121
商品及び製品	3,367	3,652	短期借入金	476	500
仕掛品	861	679	1年内償還予定の社債	95	—
原材料及び貯蔵品	1,094	843	1年内返済予定の長期借入金	2,523	3,559
繰延税金資産	700	569	リース債務	143	128
その他	143	168	未払金	166	65
貸倒引当金	△ 1	—	未払法人税等	752	282
固 定 資 産	16,583	16,263	未払消費税等	547	210
有 形 固 定 資 産	12,941	12,917	未払費用	2,335	2,482
建物及び構築物	4,799	4,531	預り金	66	67
機械装置及び運搬具	2,160	1,735	返品調整引当金	3	2
工具、器具及び備品	259	271	販売促進引当金	442	418
土地	5,460	5,448	その他	374	728
リース資産	260	241	固 定 負 債	11,862	11,946
建設仮勘定	1	688	社 債	—	200
無 形 固 定 資 産	97	63	長期借入金	9,411	8,739
のれん	21	—	リース債務	261	215
リース資産	38	19	役員退職慰労引当金	374	374
ソフトウェア	17	23	退職給付に係る負債	544	1,162
電話加入権	20	20	受入敷金保証金	9	9
投資その他の資産	3,544	3,282	繰延税金負債	28	75
投資有価証券	2,428	2,302	再評価に係る繰延税金負債	1,234	1,168
長期貸付金	3	3	負 債 合 計	25,801	27,602
長期前払費用	24	312	純 資 産 の 部		
敷金及び保証金	97	94	株 主 資 本	12,144	13,072
繰延税金資産	5	268	資 本 金	4,304	4,304
その他	1,041	358	資 本 剰 余 金	1,298	1,305
貸倒引当金	△ 57	△57	利 益 剰 余 金	7,526	9,042
繰 延 資 産	0	2	自 己 株 式	△ 985	△ 1,580
社債発行費	0	2	その他の包括利益累計額	3,476	2,960
			その他有価証券評価差額金	829	748
			繰延ヘッジ損益	0	—
			土地再評価差額金	2,526	2,633
			為替換算調整勘定	—	△ 7
			退職給付に係る調整累計額	119	△ 413
			新株予約権	6	8
資 産 合 計	41,428	43,644	純 資 産 合 計	15,626	16,041
			負 債 純 資 産 合 計	41,428	43,644

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	当 期 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日
	売 上 高 価	35,118
売 上 原 価	18,352	18,803
売 上 総 利 益	16,765	16,798
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,480	13,653
営 業 利 益	3,285	3,145
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	13
受 取 配 当 金	46	44
固 定 資 産 賃 貸 料	17	17
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	15	14
保 険 配 当 金	15	16
そ の 他	40	22
営 業 外 収 益 合 計	137	128
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	158	152
為 替 差 損	—	91
手 形 売 却 損	11	—
支 払 手 数 料	12	60
そ の 他	22	23
営 業 外 費 用 合 計	205	328
経 常 利 益	3,217	2,945
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4	—
特 別 利 益 合 計	4	—
特 別 損 失		
減 損 損 失	89	—
固 定 資 産 除 却 損	39	—
特 別 損 失 合 計	128	—
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,093	2,945
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,142	771
法 人 税 等 調 整 額	51	213
法 人 税 等 合 計	1,194	985
当 期 純 利 益	1,899	1,960
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失	—	0
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,899	1,961

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	4,304	1,298	7,526	△ 985	12,144
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△ 404	—	△ 404
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,961	—	1,961
自己株式の取得	—	—	—	△ 604	△ 604
自己株式の処分	—	△ 0	—	9	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	△ 40	—	△ 40
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	7	—	—	7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	7	1,516	△ 594	928
当 期 末 残 高	4,304	1,305	9,042	△ 1,580	13,072

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	829	0	2,526	—	119	3,476	6	15,626
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△ 404
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	1,961
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△ 604
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△ 40
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 80	△ 0	106	△ 7	△ 532	△ 515	1	△ 513
当期変動額合計	△ 80	△ 0	106	△ 7	△ 532	△ 515	1	415
当 期 末 残 高	748	—	2,633	△ 7	△ 413	2,960	8	16,041

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	前 期	当 期
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,438	2,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,072	△151
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 137	△935
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	—	△19
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	228	1,344
現金及び現金同等物の期首残高	5,563	5,791
現金及び現金同等物の期末残高	5,791	7,135

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4 社

(2) 連結子会社の名称

日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.、シャプロ株式会社

(連結の範囲の変更)

日本薬品工業株式会社が新たに設立したNippon Chemiphar Vietnam Joint Venture Co., Ltd.を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、同社は持分の追加取得による完全子会社化に伴い、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.に社名変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1 社

(2) 会社の名称

ジャパンソファルシム株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
 - ③返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
 - ④販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
 - b. ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
 - ③ヘッジ方針
為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。
 - ④ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度より費用処理しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用に計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果による、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」(前連結会計年度2,036百万円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「手形売却損」(当連結会計年度3百万円)については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

15,693百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。なお、売却に伴い、土地再評価差額金を△40百万円取崩しております。

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 1,411$ 百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、 $\Delta 152$ 百万円含まれております。

3. 受取手形及び売掛金

連結貸借対照表に計上した受取手形及び売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している4,005百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 42,614,205株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月26日開催の第83回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	404	利益剰余金	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催予定の第84回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	394	利益剰余金	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 28,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金

利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

外貨建予定取引については為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するため、一部の取引において為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

営業債務や借入金、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち51.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価 (※1)	差 額
(1)現金及び預金	7,223	7,223	—
(2)受取手形及び売掛金	14,241	14,241	—
(3)投資有価証券	2,201	2,201	—
資産計	23,666	23,666	—
(4)支払手形及び買掛金	(2,087)	(2,087)	—
(5)電子記録債務	(5,121)	(5,121)	—
(6)短期借入金	(500)	(500)	—
(7)社債	(200)	(192)	7
(8)長期借入金	(12,299)	(12,274)	24
負債計	(20,209)	(20,177)	32
(9)デリバティブ取引(※2)	(80)	(80)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務並びに(6) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 社債
社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (8) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約金額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 買建 米ドル	1,390	—	1,310	△80
合計		1,390	—	1,310	△80

(※) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	101

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

- (注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,223	—	—	—
受取手形及び売掛金	14,241	—	—	—
合 計	21,464	—	—	—

- (注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	500	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	200
長期借入金	3,559	2,071	1,950	1,558	1,234	1,924
合 計	4,059	2,071	1,950	1,558	1,234	2,124

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸施設等を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は26百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
661	202	863	740

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度の主な増加は、自社使用物件から賃貸等不動産への振替（232百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

409円97銭

1株当たり当期純利益金額

49円91銭

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	1,961百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,961百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式の期中平均株式数	39,297千株

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月 6日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 (平成27年 3月31日)	当 期 (平成28年 3月31日)	科 目	(ご参考) 前 期 (平成27年 3月31日)	当 期 (平成28年 3月31日)
資産の部			負債の部		
流動資産	18,706	20,838	流動負債	12,357	14,170
現金及び預金	3,088	4,269	支払手形	2,353	93
受取手形	407	783	電子記録債務	2,617	5,615
売掛金	11,127	11,722	買掛金	1,623	1,793
商品及び製品	3,064	3,260	短期借入金	236	260
仕掛品	73	41	1年内償還予定の社債	50	—
原材料及び貯蔵品	299	219	1年内返済予定の長期借入金	2,153	3,389
前払費用	125	67	リース債務	77	76
未収入金	20	18	未払金	107	21
繰延税金資産	475	422	未払法人税等	246	119
その他	26	32	未払消費税等	297	52
貸倒引当金	△ 1	—	未払費用	2,064	2,231
固定資産	15,043	14,049	預り金	34	33
有形固定資産	6,477	6,359	返品調整引当金	3	2
建物	967	884	販売促進引当金	422	400
構築物	6	10	設備関係支払手形	65	75
機械及び装置	80	62	その他	6	6
車両運搬具	0	0	固定負債	10,106	9,393
工具、器具及び備品	178	152	長期借入金	7,936	7,384
土地	5,104	5,092	リース債務	159	154
リース資産	139	156	退職給付引当金	432	316
無形固定資産	34	26	役員退職慰労引当金	306	310
リース資産	16	8	受入敷金保証金	9	9
電話加入権	17	17	繰延税金負債	28	48
投資その他の資産	8,531	7,663	再評価に係る繰延税金負債	1,234	1,168
投資有価証券	2,321	2,186	負債合計	22,464	23,564
関係会社株式	4,948	4,948	純資産の部		
長期貸付金	0	0	株主資本	7,943	7,953
従業員に対する長期貸付金	3	2	資本金	4,304	4,304
関係会社長期貸付金	168	118	資本剰余金	1,298	1,297
長期前払費用	11	14	その他資本剰余金	1,298	1,297
敷金及び保証金	95	91	利益剰余金	3,247	3,852
長期預金	700	—	利益準備金	157	197
その他	340	357	その他利益剰余金	3,090	3,654
貸倒引当金	△ 57	△ 57	繰越利益剰余金	3,090	3,654
繰延資産	0	—	自己株	△ 907	△ 1,501
社債発行費	0	—	評価・換算差額等	3,336	3,361
			その他有価証券評価差額金	809	728
			土地再評価差額金	2,526	2,633
			新株予約権	6	8
資産合計	33,751	34,887	純資産合計	11,286	11,323
			負債純資産合計	33,751	34,887

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当 期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売 上 高	29,391	30,528
売 上 原 価	16,099	16,702
売 上 総 利 益	13,292	13,826
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,402	12,722
営 業 利 益	889	1,104
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	15
受 取 配 当 金	373	373
固 定 資 産 賃 貸 料	105	106
保 険 配 当 金	15	16
そ の 他	27	18
営 業 外 収 益 合 計	527	530
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124	123
手 形 売 却 損	8	—
支 払 手 数 料	12	32
そ の 他	27	41
営 業 外 費 用 合 計	172	198
経 常 利 益	1,244	1,436
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4	—
特 別 利 益 合 計	4	—
特 別 損 失		
減 損 損 失	70	—
固 定 資 産 除 却 損	39	—
特 別 損 失 合 計	109	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,139	1,436
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	358	256
法 人 税 等 調 整 額	18	131
法 人 税 等 合 計	376	387
当 期 純 利 益	762	1,049

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,304	1,298	157	3,090	△ 907	7,943
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	—	40	△ 444	—	△ 404
当期純利益	—	—	—	1,049	—	1,049
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 603	△ 603
自己株式の処分	—	△ 0	—	—	9	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	△ 40	—	△ 40
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△ 0	40	564	△ 594	9
当 期 末 残 高	4,304	1,297	197	3,654	△ 1,501	7,953

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	809	2,526	3,336	6	11,286
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 404
当期純利益	—	—	—	—	1,049
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 603
自己株式の処分	—	—	—	—	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△ 40
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 80	106	25	1	27
当期変動額合計	△ 80	106	25	1	36
当 期 末 残 高	728	2,633	3,361	8	11,323

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：事業年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の実績の事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の実績の事業年度より費用処理しております。

- (3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
 - (4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
 - (5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。
4. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
 - (3) ヘッジ方針
金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。
 - (4) ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果による、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「手形売却損」(当事業年度0百万円)については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,316百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。なお、売却に伴い、土地再評価差額金を△40百万円取崩しております。

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,411百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△152百万円含まれております。

3. 関係会社に対する債権債務

短期債権	158百万円
長期債権	118百万円
短期債務	3,320百万円

4. 売掛金

貸借対照表に計上した売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している4,005百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	338百万円
営業費用	7,700百万円
営業取引以外の収益	434百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	3,120,195株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与の損金不算入等であり繰延税金負債の発生の主な原因は、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
子会社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有) 直接 100.0
子会社	株式会社化合物安全性研究所	北海道札幌市	250	安全性試験の受託等	(所有) 直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 5.4 (被所有) 直接 18.0

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先商品仕入先役員の兼任	製品の製造委託及び商品の購入	5,640	電子記録債務買掛金	1,953 513
子会社	株式会社化合物安全性研究所	資金貸付先役員の兼任	資金の貸付資金の回収	— 50	長期貸付金	118
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び原材料仕入先役員の兼任	商品及び原材料の購入	1,850	電子記録債務買掛金	674 162

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

286円50銭

1株当たり当期純利益

26円45銭

損益計算書上の当期純利益

1,049百万円

普通株式に係る当期純利益

1,049百万円

普通株主に帰属しない金額

—百万円

普通株式の期中平均株式数

39,681千株

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月 6日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

日本ケミファ株式会社 監査役会
常勤監査役 森 治 樹 ㊞
社外監査役 高 橋 剛 ㊞
社外監査役 進 藤 直 滋 ㊞

以上

株 主 メ モ

1. 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 毎年6月下旬
3. 基準日 定時株主総会における権利行使株主確定日は3月31日
その他必要あるときは、あらかじめ公告いたします。
4. 単元株式数 1,000株
5. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
7. 公告方法
電子公告により公告 <http://www.chemiphar.co.jp/>
ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
8. 本社所在地
〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
電 話 03-3863-1211 (代表)

住所変更、単元未満株式の「買増・買取」等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

なお、配当金領収書にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。